

上田女子短期大学観光文化研究所 所報 投稿規程

1. 本規定は、上田女子短期大学観光文化研究所規程第3条の定める所報発行に関するものである。
2. 上田女子短期大学観光文化研究所所報は、上田女子短期大学観光文化研究所(以下「観光文化研究所」という)における研究活動の成果を発表するため、毎年1回以上発行する。なお、名称を「学海」とする。
3. 原稿投稿者は、本学専任教員、客員研究員とする。但し、下記の場合は観光文化研究所運営委員会の議を経て投稿できる。
 - 1) 本学専任教員との共同研究者
 - 2) 非常勤講師(個人の研究によるもの)
 - 3) その他、観光文化研究所運営委員会において必要と認められた場合。
4. 投稿原稿は、論文、報告、研究ノートとする。内容は観光文化もしくは地域文化に関するものとし、いずれの場合も、原稿は他誌に未発表であることとする。
5. 投稿は1人1編とする。但し、共同執筆の場合は、個人執筆を含めて2編までとする。
6. 原稿の採否は、観光文化研究所運営委員会の決定による。
7. 原稿の分量は、本文・図・表・注・参考文献等を含めて400字詰原稿用紙30枚前後とする。
8. 校正は、原則として執筆者自身が2回行う。
9. 抜刷は、30部以内を無料とし、それ以上は執筆者負担とする。
10. 本誌に掲載される全ての論文等著作権は本研究所に帰属する。
11. 本規程の改廃は、観光文化研究所運営委員会の議を経て行う。

附 則 本規程は、平成14年10月1日より施行する。